

行政運営に当たっての基本的姿勢

1 来署される方々への親切的な対応

来署される方、電話等でお問い合わせされる方に対しては、親切丁寧な対応を心がけ、明るく親しみやすい組織となるよう努めます。

2 働く方々が健康かつ安全で明るく働くことのできる職場づくりをめざして

働く方々が健康かつ安全で明るく働くことのできる職場づくりこそが、事業発展の基本であり、そのためのあらゆる支援を積極的に実施します。

3 最低基準を遵守しない事業者には厳正に対応

賃金不払いははじめ関係法令を遵守しない悪質な事業者に対しては、刑事処分も含め、厳正に対応します。

4 労働災害で被災した労働者の救済

労働災害で被災した労働者や、その遺族に対して迅速かつ公正な保険給付を行います。

重点対策

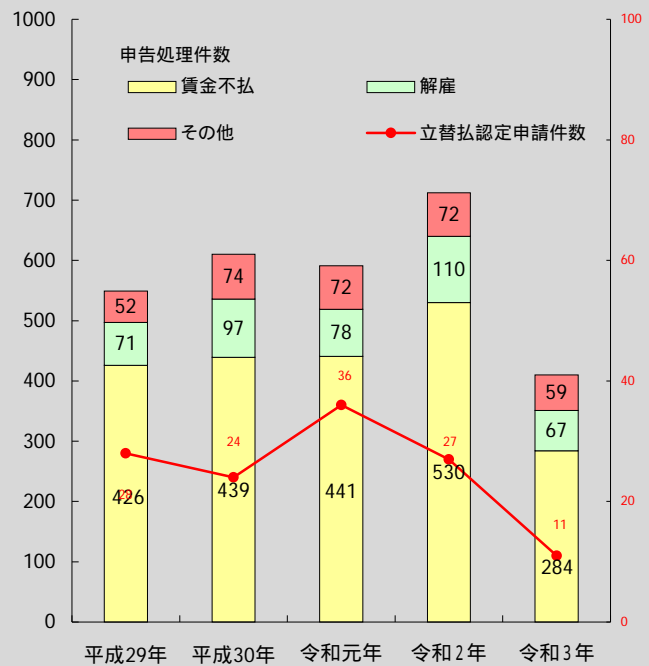
労働基準行政は、心身ともに健康でゆとりある勤労者生活の実現を基本的な使命としており、当署はこの使命に基づき厚生労働省の地方部局のひとつである東京労働局の第一線機関として、働き方改革の推進、労働条件確保・改善対策、労働者の安全と健康確保対策、労災補償対策を重点として位置づけ、本年度は以下の対策に取り組みます。

1 働き方改革の推進、労働条件確保・改善対策

感染症の影響等により、労働環境は変化していますが、長時間労働や不適切な労働時間管理などの情報は依然寄せられています。このような情報に対して、長時間労働の是正・過重労働による健康障害防止の徹底、法定労働条件の確保などに取り組みます。中小企業等に対する説明会、個別訪問等により改正労基法等の周知に努めます。また、賃金不払や解雇などに関する申告は減少しましたが、今後増加することも予想されます。法違反が疑われる事案については、優先的に監督指導を実施し、迅速かつ的確な処理に努めます。上記状況を踏まえ、以下の事項を中心に取り組みます。

- 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底
- 中小企業等に対する改正労基法等の周知及び支援並びに新しい働き方に対応した適切な労務管理の導入支援
- 感染症の影響を踏まえた労務管理に関する啓発指導

グラフ1 申告等への対応状況



2 労働災害防止対策

「第13次労働災害防止計画」に基づく「新宿労働基準監督署労働災害防止推進計画」(2018年～2022年)の目標として

- 死亡災害 毎年2人以下(第12次防計画期間中の最少3人を下回る。)
- 休業4日以上死傷災害 800人以下(第12次防計画期間最終年である2017年の死傷者数に対して2022年に5%以上減少させる。)
- 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

を掲げて推進します。

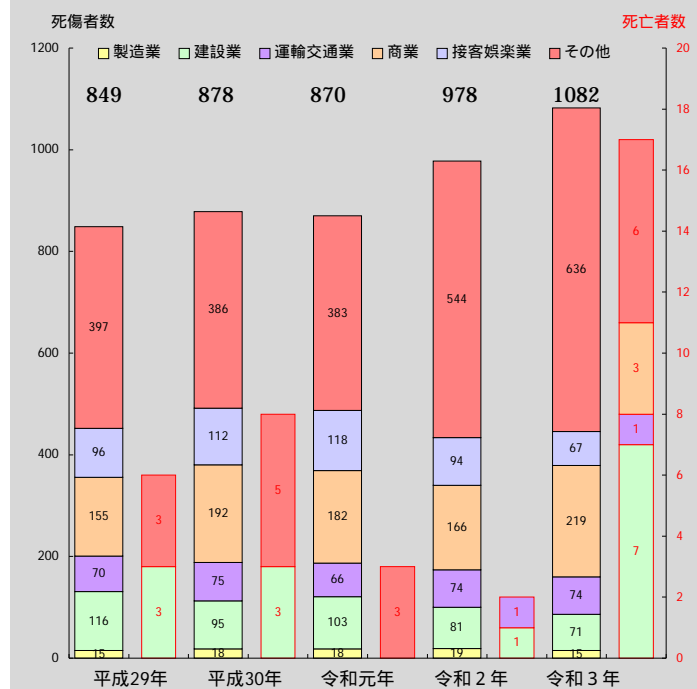
今年度は第13次労働災害防止計画の最終年として



以下の対策を重点に労働災害の減少に向けて取り組みます。

- 建設業及び第三次産業(小売業・社会福祉施設・飲食店・ビルメンテナンス業・警備業)における労働災害防止対策の強化
- 転倒災害防止対策の推進(「STOP!転倒災害防止プロジェクト」の取組)
- 労働災害再発防止対策の指導強化
- 安全衛生管理体制の確立・整備

グラフ2 労働災害の発生状況 (労働者死傷病報告による件数)

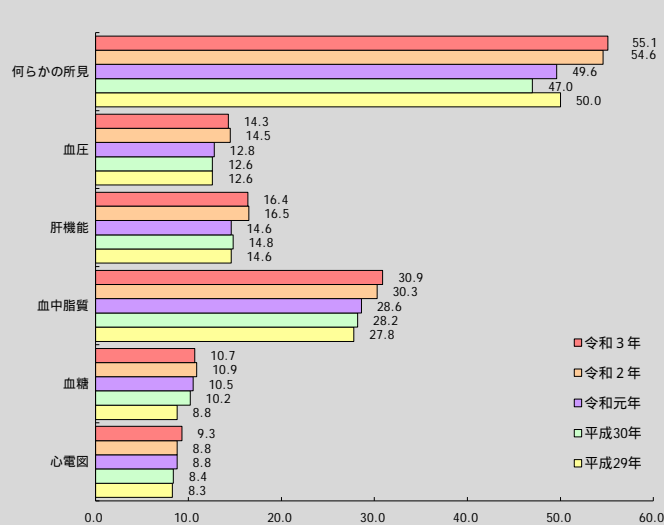


3 健康確保対策

長時間労働等に起因した過重労働による脳・心臓疾患、精神疾患(過労自殺)等の課題が生じており、労働時間に対応した健康管理・メンタルヘルス等の適切な対策が求められています。また、定期健康診断結果報告によれば、何らかの所見を有する労働者の割合は年々高くなっています。当署管内においても、過去5年間、約半数の人に何らかの所見が認められています。特に、血圧、血中脂質などの「生活習慣病」に係わるもので毎年増加がみられ、生活習慣の改善を図る必要があります。さらに、腰痛等の負傷に起因する疾病や、熱中症、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症等の職業性疾患は、繰り返し発生しています。加えて、職場における感染症の拡大防止も重要となっています。このため、過重労働による健康障害の防止、健康保持増進を図るために、次の事項について積極的に取り組みます。

- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- メンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害の防止
- 腰痛・じん肺・CO中毒・熱中症の職業性疾患の防止
- 石綿による健康障害防止
- 職場における新型コロナウイルス感染症対策
- 健康診断とその結果に基づく事後措置の徹底
- 新宿地域産業保健センター等の利用促進

グラフ3 定期健康診断検査項目別有所見率の推移(単位%)



4 労災補償対策

労災保険は、業務上災害や通勤災害で被災した労働者やその家族の生活を補償することを目的とし、労働者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰ができることを目指す制度です。そのため、次の事項について積極的に推進します。

- 過労死等事案に係る的確な労災認定
- 迅速かつ公正な労災保険給付
- 被災労働者の早期社会復帰のための支援
- 労働保険の未手続事業場の解消

表 労災保険給付の状況(令和3年度)

	件数	金額
療養(補償)給付		
業務災害	27,696	1,585,108,823
通勤災害	12,168	757,169,917
休業(補償)給付		
業務災害	3,635	678,468,925
通勤災害	885	122,600,683
障害(補償)給付(一時金)		
業務災害	103	105,099,382
通勤災害	30	33,176,777

グラフ4 脳・心臓疾患及び精神疾患、石綿疾患の労災請求件数

